第 4 次福島町行政改革大綱

(平成27年度~平成31年度)

「町民と話し合い、理解し合う組織づくり」のために

平成27年5月19日

福島町

目 次

〇福島町行政改革大綱の歩み
 1 各大綱の行政改革について (1) 第1次行政改革大綱(昭和60年度~平成7年度) (2) 第2次行政改革大綱(平成8年度~平成15年度) (3) 第3次行政改革大綱(平成16年度~平成26年度)
2 第4次行政改革大綱に引き継ぐ事項について
○第4次福島町行政改革大綱 ······ ξ
I 第4次福島町行政改革大綱の基本について
 Ⅲ 第4次福島町行政改革大綱の目標と柱、期間について 1 職員の意識改革 (1) 町民の参画と協働 (2) 町政運営 2 行政の組織改革 (1) 基本方針 (2) 具体的に取り組む事項 〔話し合い、理解し合う組織づくり〕 ①機構の再編等 ②行政情報の伝達 〔継続する取り組み〕 ①自主財源の確保 ②職員給与の適正化 ③報酬等の見直し ④公共施設の有効活用と維持保全 ⑤公共施設の管理運営 3 第4次行政改革大綱における重点事項の実施計画について
〇第3次福島町行政改革大綱の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○第4次福島町行政改革大綱の推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

福島町行政改革大綱の歩み

当町は、昭和60年度から現在までの30年の間、その時代の社会情勢に柔軟に対応するため、3次にわたる行政改革大綱を策定し、行政を運営してまいりました。

第3次福島町行政改革大綱(平成16年度~)が平成26年度で終了したことから、平成27年度以降の行政運営を進めるため、第4次福島町行政改革大綱を策定しようとするものです。

1 各大綱の行政改革について

(1) 第1次行政改革大綱

第1次大綱は、昭和39年度から進めてきた青函トンネル工事の終結を 見通し、これに対応する行政改革を進めました。

<u> </u>	7472 7 9 14 9 4 7 4 1 C 1 C 7 8 4 7 1 - 0
策定月日	昭和60年8月31日
大綱期間	昭和60年度から平成7年度までの12年間 (当初期間設定なし)
基本方針	①青函トンネル工事後の行財政の健全化の推進 ②地域の活性化と住民福祉の推進
重点事項	①事務事業の見直し ②組織・機構の簡素合理化 ③定員管理の適正化 ④民間委託、OA化推進等による事務改善 ⑤人口減少による議員定数の見直し

(2) 第2次行政改革大綱

第2次大綱は、地方分権の実現に対応する行政改革を進めました。

策定月日	平成8年3月21日
)(t)C) (1)	(平成10年度、平成12年度に期間延長)
大綱期間	平成8年度から平成15年度までの8年間
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(当初は3年間)
基本方針	①地方分権の実現と推進、これに対応する組織の構築 ②「画一から多様化へ」の施策の展開と財政の健全化
重点事項	①健全な事業推進と財源対策による事務事業の見直し②行政の透明性の確保 ③行政組織の再構築と職員定員、新たな公務員制度の導入 ④財政基盤の強化と財政健全化計画の推進 ⑤効果的な行政運営のための職員の能力開発等の推進 ⑥行政のOA化の推進と行政サービスの向上 ⑦会館等公共施設の設置及び管理運営 ⑧その他

(3) 第3次行政改革大綱

第3次大綱は、地方交付税の大幅な削減や町内景気の低迷を背景に、地方分権に対応する行政改革を進めました。

策定月日	平成15年12月26日(平成17、21年度に期間延長)
大綱期間	平成16年度から平成26年度までの11年間 (当初は5年間)
基本方針	①簡素で効率的な行財政の確立 ②職員の意識改革 ③協働によるまちづくりの推進
重点事項	①自主財源の確保 ②定員管理及び給与の適正化 ③事務事業の見直し及び民間等への委託の推進 ④公共施設の有効活用 ⑤機構・組織の見直し ⑥広域行政の推進及び再構築 ⑦職員の能力開発の推進 ⑧職員の勤務評定制度の確立 ⑨行政サービスの受益と負担の見直し ⑩透明性の高い行政運営の推進

大綱の初年度となった平成16年度には、隣町とともに町村合併の協議を進めましたが、結果的に単独自治体としての道を選択したところです。

このため自立する行政運営を目標に、町民をはじめ関係各位の理解のもと自立プランを策定し、各種報酬や団体補助金、職員等の人件費削減、また、使用料や手数料の引き上げ、船揚げ場使用料の創設など、自主財源の確保に努め現在に至っております。当該自立プランの趣旨は、現在も福島町まちづくり行財政推進プランに引き継がれています。

また、町民と議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、協働によるまちづくりと政策推進の基本的事項を定めた「福島町まちづくり基本条例(平成21年4月施行)」及び「福島町議会基本条例(平成21年4月施行)」、「福島町総合計画の策定と運用に関する条例(平成25年6月施行)」については、町政運営の基本的指針となっています。

第3次大綱(11年間)が進めた改革は、次のとおりです。

① 簡素で効率的な行財政の確立

財政確立プランを引き継ぐ自立プランでの自主財源の確保のほか、 青函トンネル記念館や総合体育館の民間委託、事務事業評価による事 務等の改善、また、機構の再編や職員数の削減 (△26人)、認定こども 園による幼保一元化、コンビニ収納、粗大ごみの有料化、公共施設維 持保全計画の策定等を実施しました。

② 職員の能力開発

各種研修事業への積極的な参加を進めるとともに、勤務評定の試行を続けています。

③ 協働のまちづくりの推進

広報紙や町ホームページによる行政情報の発信や、移動町長室などの住民懇談会、また、町民の意見反映としてのパブリックコメントの実施、各種委員会委員の公募や女性の参画等を積極的に実施しました。また、町民の提言や提案に対しても、丁寧な対応に努めています。

2 第4次行政改革大綱に引き継ぐ事項について

現在策定中の第5次福島町総合計画が目指す「力を合わせ 新たな時代を築き次代につなぐ福島」実現のため、第4次行政改革大綱(案)に「町民と行政が、話し合い理解し合う組織づくり」のための改革を引き継ぎます。

第 4 次福島町行政改革大綱

当町は、昭和30年1月1日の町村合併以来、青函トンネル工事基地という 特殊事情と工事終了に伴う人口移動、また、近年の人口減少と少子高齢化等、 厳しい状況の中で行政運営を続けております。

なかでも、平成16年度の市町村合併協議において、単独自治体として自立 すると判断したことは、現在の「協働のまちづくり」につながる大きな転換点 となりました。

I 第4次福島町行政改革大綱の基本について

第4次大綱は、現在まで当町が直面し、対応してきた青函トンネル工事の終了や地方分権の推進、また、単独自治体としての「町民と議会、行政の協働」という貴重な経験を生かし、「人口減少と地域振興に果敢に取り組む」ことを基本とします。

Ⅱ 第4次福島町行政改革大綱の目標と柱、期間について

第4次大綱の目標を「住んでいて良かった、これからも住み続けたいと思えるまちづくり」とし、人口減少の中、各分野の積極的な推進により、住民が安心して住むことができる町を維持する行政改革を進めます。

また、大綱の柱を「職員の意識改革」と「行政の組織改革」とします。 大綱の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、4年後

の平成30年度に取り組み状況を検証します。

1 職員の意識改革

産業や福祉等の各分野の施策は、福島町まちづくり基本条例の「町民の参画と協働、町政運営」を基本に進めております。

施策を進める上では、担当となる職員の意識が重要となることから、職員 の意識改革として、次の取り組みを進めます。

(1) 町民の参画と協働

行政に対する町民の参画と協働を進めるため、町民との意見交換会等を継続します。また、通常時においても、積極的に職員が町内に出向き、町民や関係機関と話し合い理解を深めながら、事務事業に優先順位を付けること、また、事務事業等の実施の可否を明確に判断し、伝えることができる職員の育成に努めます。

(2) 行政運営

行政運営の基本である「総合計画とまちづくり行財政推進プラン」を念頭に、地域課題を的確に把握し、国等の有利な制度を活用し地域課題を解決する職員の育成と自己研鑚に努めます。

2 行政の組織改革

行政組織の改革については、現在まで一定の成果を上げているが、更なる

組織改革を進めます。

(1) 基本方針

第5次総合計画が目指す「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島」実現のため、次の事項を基本方針とします。

- ◇話し合い、理解し合う組織づくり
- ◇継続する取り組み

(2) 具体的に取り組む事項

[話し合い、理解し合う組織づくり]

総合計画や各種計画の実施に対応するため、職員が積極的に地域に出向き、「町民と話し合い、理解し合い」ながら、さらに行政運営を進める機構のあり方を検討します。

① 機構の再編等

職員が、積極的に町内に出向くことができる職員配置と機構を検討します。

- ア 機構の再編を、平成28年度に実施します。 また、必要に応じて機構の見直しを進めます。
- イ 新たな教育委員会制度に対応する仕組みづくりをします。
- ウ 職員数の管理は、第4次福島町職員定員管理適正化計画に基づき着実 に進めます。(平成27年度当初予定78人、平成31年度当初予定83人) なお、臨時職員は、職員数増の場合は減少させることにします。
- エ 再任用職員の経験と知識を活かすため、配置部署を特定します。
- オ 職員の人事評価制度を導入し、地域の課題を的確に把握し解決できる職員の育成と、給与の適正化を図ります。

② 行政情報の伝達

行政の最新情報を発信するため、ホームページの管理システムをリニューアルします。また、新たに整備した防災行政無線の戸別受信機により、行政情報の伝達に努めます。吉岡総合センターで議会放映ができる環境整備を図ります。

[継続する取り組み]

① 自主財源の確保

町税等の収入確保対策は、負担の公平と公正の観点から厳正に取り組みます。使用料・手数料は、自立プラン策定以降の状況を検証します。 なお、検討にあたっては、住民福祉及び健康増進等の観点から、受益者負担の有無若しくは負担軽減等の区分をします。

② 職員給与の適正化

給与改定は、従来同様、人事院勧告に基づき実施します。 また、ラスパイレス指数に注意します。

③ 報酬等の見直し

非常勤特別職の報酬等を、検証します。また、無報酬となっている委員会の報酬等のあり方を検討します。

④ 公共施設の有効活用と維持保全

公共施設維持保全計画の方針である「解体、予防保全(500㎡以上)、維持保全(500㎡以下)、町内会館等(維持保全、再配置、統廃合)」を進めます。

また、現在、国が進めている道路や橋、水道などを含む公共施設等総合管理計画を策定します。

公共施設維持保全計画が対象としている78施設

四ノハルロ野八川田ココト	N-LIII /	13人として、0.10元以
区分	施設数	施設名等
解体	1 3	吉岡漁村センター、旧吉岡幼稚園、廃校の小 中学校など
予防保全	1 1	役場庁舎、福島保育所、プール、福祉センタ ー、横綱記念館、青函トンネル記念館など
維持保全	3 7	みなと交流館、バス待合所、登山休憩所、給食 センターなど
町内会館等	1 7	生活館、母と子の家、寿の家など
= -	7 8	

⑤ 公共施設の管理運営

臨時職員や民間委託で対応している施設は、引き続き適正に管理します。

指定管理者制度については、慎重に検討します。

3 第4次行政改革大綱における重点事項の実施計画について

重点事項の実施年度等は、別紙の「第3次福島町行政改革大綱の実績、第4次福島町行政改革大綱の推進」のとおりですが、社会情勢の変化等に応じ、 実施年度等の変更ができることにします。

なお、「職員の意識改革」については、職員自らが対応できる事項であることから、大綱の内容を理解し、対応することにします。

第3次福島町行政改革大綱の実績 、 第4次福島町行政改革大綱の推進計画

	1		4	1000000000000000000000000000000000000	四十年七七十八年			
	9 米	(干成10年度	(支)	#44/11	及平子营			
大橋の状況	大綱策定 平成15年12月26日	見直し 平成18年3月1日 (1年延長)	見直し 平成21年12月30日 (5年延長)	大綱策定 平成27年5月19日				
	期間 平成16年度~平成20年度(5年)	期間 平成16年度~平成21年度(6年)	期間 平成16年度~平成26年度(11年)	大綱期間 平成27年度~平成31年度(5年)		の平成30年	[4年後の平成30年度に検証実施]	
大綱が目指した基本的事項	(1)簡素で効率的な行財政の確立 (2)町民ど行政の協働 (3)職員の意識改革	見直し事項 (1)集中改革プランの策定に伴う記述の見直し (2)職員定員管理の見直し	見直し事項 (1)次の条例等制定による記述の見直し ①まちづい基本条例・議会基本条例の制定 ②まちづくり行財政推進プランの策定	話し合い、理解し合う行政組織 (1)職員の意識改革 (2)行政の組織改革				
				平成27年度から平成31年度までの重点事項と対応する年度	までの重点	事項と対応	する年度	
/	(計	平成16年度から平成26年度までの11年間の実績	美 績	即華早里		衣	対応する年度	
1				ガルナルギ	平27	平28	平29 平30	平31
1.47.4 记书十十二	(1) 平成16年度 福島町財政権立プラン策定 南島町制 平成17年度 (当初の計画が ※国の「三位一体改革」による地方交付税 (2) 平成17年度 (最高間日立プラン策定(財政権立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対策 ①使 集中改革プ	用料等の値上げ(②入件費等の削減(3補助金等の削減 ラン策定(行革の具体的取り組み公表))	(1)第2次福島町まちづくい行財政推進プラン策定計画期間 平成28年度~平成31年度	無	兼		
日土別派の唯体	「加加利用 コ 本の N × 2 / 1 年度 ※交付税瀬により財政破綻を回避するための財政対策 (7歳入権保方策 (3) 平成2.1年度 福島町まちづく(75財政権進プラン策定(自立プランの後継計画) 計画期間 平成2.2年度~27年度 (4) 平成2.6年度 コンピニ収納開始	②人件費の見直し	③事務事業の見直し等	(2)自主財源の確保(使用料・手数料の検証) 1年間の検証 ~ 町長ブール 引き下げ方向 ~ ナイター 他の使用料等は現状維持の方向性	検証	実施		
	(1)第2次定員管理計画の実績 ~ 削減計画6名·(2)第3次定員管理計画(平成18年度~平成27年, 2) 第3 次定員管理計画(平成78年度~平成27年, 2) 第3 かっき 密西記画(正は70年)	e織18名(平成16年度計画見直し) 基準年職員数93人→最終年目標職員 ホポッカを第3の80円の10円の	数78人(15名の削減) Of 在 聯 昌 新 3 + 3 + 3 + 3 + 4 + 4	(1)第4次定員管理計画の推進 計画期間 平成27年度~平成30年度	兼兼			
定員管理と給与の適正化	(3) 34.4人庄自当年间四(十次人/ 中夜、十次の4人6) (4) 時間外勤務、中国勤務の代本・張り替之措置の促進。(5)時間外勤務手当の予算施減。 平成17年度46、平(6) 對蔣涓雖鴻聯時体起冒鈴於內底下。 近代20年1月(6) 對蔣涓雖清顯時体性冒鬱於內底下。 近代20年1月	ーバム/十/3 ヨかがに其め、0カー・ドバン平成16年度から 平成16年度から 或18年度~平成21年度3、5%、平成2 ロから	- 服員致3.1日 より縮減廃止	(2)人事院勧告に基づく給与水準の維持	維持			
	(2) 別英区等に破り下がするの形式 T. T.X.Z.C.4. 「カーロル・3) (3) 退職手 当制度の見直し ~ 国準拠による支給月数の引下げ(8) 新給与制度導入 ~ 国準拠による全体的な給料表の引き下げ、	+ 1 7 1 H 3 1 H		(3)非常勤特別職の報酬等の検証		検記	実施	
	(1)町ホームページに各種申請書様式の掲載	1		(1)町ホームページ管理システム導入	全章	推進		
事務事業の見直し及び 民間への管理委託	(2)北海道電牛日泊体水内20人大ムな利用して電牛甲調サー こ人の)割拾(半放19)(3)寿務事業評価価限反の導入(平成22年度~)(1)対数の管理素料 一本 正応17年度、2,3川(3)を約 正応90年度 終会体音館	・中間ケー に入り、知知(十成一9年度~) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(2)防災行政無線戸別受信機による広報推進	東罪			
	(も)指定管理者制度導入(吉岡温泉想定)を検討し	5年7、平成10年度、18日平月18日三が、平成19年度に提案見送り		(3)指定管理者制度の検討	調査	極計		
八十年的万古外汗田	(4)证书06年年 人士姓野维林历今早间第中			(1)公共施設維持保全計画の推進	東兼			
ム状心成の有効は圧				(2)公共施設等総合管理計画の策定(国方針)	調查·策定委託	定委託	推進	
名簿・雑様の目向	(1)平成16年度 機構再編 ~ 大課制の導入 12課1局2室-9課1局1室(2)平成17年度 機構再編 ~ 大課制の導入 9課1局1室→5課2局、グループ制	課1局2室→9課1局1室 『1局1室→5課2局、グループ制の導入 係制→グループ制	-プ制	(1)機構の再編 (2課を3課Iこ整理統合) (新教育委員会制度対応含)	先行実施	推進		
	(3)平成24年度 機構再編 ~ 大課制見直UCよ (4)平成25年度 認定こども園福島保育所開設 ~	る再編 5課2局→9課1局1室 ・福島保育所と吉岡幼稚園を統合		(2)機構の見直し	見直し	実施·推進		
広域行政の推進及び再構築	(1) 渡島西部広域事務組合、渡島・檜山地方税滞納整理機構への職員派遣(の) エポット 年 節 砂井 アル・ボーン オード ボージ はい あた コオード・ アージー オージー オージー オージー オージー オージー オージー オージー	整理機構への職員派遣等は4つまでは、10元十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		(1)液島西部広域事務組合へ職員派遣	継続	-		
	(1)各份職[成], 左指名研修の軍権			(乙)凝馬帽田地力祝淨粉塗埋機構へ職員派遣(2年)(1)指名及1/希望研修の継続	2 中// 追			
職員の能力の開発等	(2)希望研修制度の実施 (3)遊島・檜山定住自立圏構成町による合同研修の実施決定(平成27年度	実施決定(平成27年度~)		(2)渡島・檜山定住自立圏合同研修の実施	実施·推進	and the		
職員の勤務評定制度の 確立	(1)勤務評定の試行 ~ 平成15年度から施行中、	平成15年度から施行中、本実施ではないため給与等への反映なし		(1)人事評価制度の本格実施 平成27年度試行、平成28年度本実施	試行	実施		
行政サービスの受益と負担の 見直し	(1)福島町自立プラン(平成18年度~平成21年度)及び福島町行財政推進プ (2)平成26年度 粗大ごみ回収の有料化	ラン (平成22年度~	平成27年度)による受益者負担見直し	(1)現行使用料及び手数料の検証 (自主財源の確保(2)と重複)	検証	実施		
行政の透明性の高い行政	(1)各種委員の公募を実施 (2)パブリックコメント制度の実施 (3) & 語料・回車の出り提詢			(1)委員公募、議会放映、意見交換会等の継続	維続			
運営の推進	(4) 議会定例会及び特別委員会等の放映、議案等((5) 事業計画等策定段階での住民との意見交換等(の配信の実施		(2)吉岡総合センターの議会放映の環境整備	整備	実施		
議員定数の削減	(1)平成19年8月選挙から適用 一議員定数14名 (2)平成23年8月選挙から適用 一議員定数12名 (3)平成27年8月選挙から適用 一議員定数11名	S → 定数12名(△2名) S → 定数11名(△1名) S → 定数10名(△1名)		(1)議員定数の削減(27年度選挙 △1名)	実施			
]]